**平成２７年度　胃がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の記載状況について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が、国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等に明記できているかを調査しました。大阪府内４３市町村中４２市町村が仕様書を作成しており、各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**







**２　まとめ**

　検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村、検診実施機関それぞれの役割を予め明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成する必要があります。仕様書を作成している市町村は昨年度から比べて２市町村増え、４２市町村となっていました。

撮影の項目６項目のうち、人的条件に関わる項（５）、（６）以外は９０％以上の高い実施率となっていました。胃がん検診の読影は、原則として十分な経験を有する２名以上の医師によって行うことと指針に定められていますが、読影医のうち１名を日本消化器がん検診学会認定医に指定している市町村は３５市町村でした。人的条件項目を仕様書に明記するのは難しい状況ではあるものの、前年度３２市町村から３市町村増加しており、適切な精度管理のための改善に取り組んでいることが伺えます。

また、がん検診事業を評価するうえで、要精検とされた方が適切に精検を受診し、がんの有無を確定することは、検診の意義や、検診の精度管理において大変重要といえます。受診者への説明や、システムとしての精度管理における精検実施機関からの結果の報告の項目については、確実に実施されるよう仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるよう検診システムを構築していく必要があります。